

防災用ヘルメットおよび救命胴衣購入費補助金

巨大地震や激甚化する気象災害の発生から自らの身を守るため、防災用ヘルメットおよび救命胴衣購入経費の補助を次のとおり実施しています。

●対象となる物

・防災用ヘルメット

労働安全衛生法に定められた保護帽の規格における「物体の飛来または落下による危険を防止するための保護帽」など

・救命胴衣

国土交通省が定める「ライフジャケット等の型式承認試験基準」の承認を受けたものに限る

●対象とならない物

・全体的に通気用の穴が設けられている自転車用のヘルメット
・釣り、水上バイクなどの趣味活動中の身を守ることを目的としているライフジャケット

●対象者

村内に住所を有する方
(住民基本台帳に記録または外国人登録原票に登録されている方)

※1人につき各々1回に限り補助
(令和6年度末まで)

●補助率

購入金額の2分の1の額または2,000円のいずれか低い額

●必要書類

- ・補助金申請書
(総務部総務課または村公式ホームページよりダウンロード)
- ・領収書の原本(コピーをとらせていただいた後お返しします)
- ・製品保証書等の写し(保証書のないものについては不要です)
- ・購入後の写真
- ※申請の際は、印鑑、補助金の振込先のわかる書類(通帳等)をご持参ください。
- ※購入年度内に必要書類の提出をお願いします。

●問合せ先

総務部総務課

防犯対策補助金

安全に暮らせるまちづくりの推進を図るため、防犯対策に要した経費の補助を次のとおり実施しています。

●対象となる物

- ・玄関、勝手口の錠または補助錠
- ・防犯ガラスまたは防犯フィルム
- ・防犯カメラ、センサーライト
- ・家用車両の盗難防止装置等

●対象とならない物

- ・防犯対策以外の目的を有する物
(犬、玉砂利、門扉等)
- ・警備会社の委託契約
- ・護身用具(防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等)

●対象者

村内に住所を有する方(住民基本台帳に記録または外国人登録原票に登録されている方)や村内に住所を有する企業

●補助率等

購入金額および設置費用の2分の1の額、または20,000円のいずれか低い額
補助金額が20,000円に達するまで何度でも補助が受けられます。

●必要書類

- ・補助金申請書
(総務部総務課または村公式ホームページよりダウンロード)
- ・領収書の原本(コピーをとらせていただいた後お返しします)
- ・製品保証書の写し(保証書のな

いものについては不要です)

・施工後の写真

※申請の際は、印鑑、補助金の振込先のわかる書類(通帳等)をご持参ください。

※購入年度内に必要書類の提出をお願いします。

●問合せ先

総務部総務課

海部南部権利擁護センターの成年後見支援について

■巡回相談(要予約)

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日時

3月11日(火)

- ①午後1時30分～2時20分
- ②午後2時30分～3時20分
- ③午後3時30分～4時20分

●場所

すこやかセンター

■弁護士による法律相談(要予約)

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受



けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日時

3月19日(水)

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分

③午後3時～3時50分

●場所

海部南部権利擁護センター

■共通事項

●参加費 無料

●受付時間 午前9時～午後5時

(土曜・日曜・祝日および年末

年始を除く)

手話通訳・要約筆記など障がい

のため配慮が必要な方はお申し

出ください。

●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護セ

ンター

☎ 69-8181

FAX 69-8180

精神障がいの理解を

深めるための勉強会

「精神障がいの特性

と接し方を知る」

●日時

3月17日(月)午前10時～11時30

分(受付午前9時30分～)

●場所

弥富市十四山支所2階 会議室

●定員

30名(事前申込みが必要です)

●講師

海部南部圏域アドバイザー

(愛知県委託事業)

竹田晴幸氏

●申込期限

3月10日(月)

●申込み・問合せ先

海部南部権利擁護センター

☎ 69-8181

FAX 69-8180

メール: shien@amanankenrinet



精神障がいの理解を
深めるための勉強会

自衛官等を募集します

次のとおり自衛官等の募集を行います。

●募集項目および資格

・自衛官候補生／一般曹候補生

18歳以上33歳未満の方

・幹部候補生(一般)

22歳以上26歳未満の方

(20歳以上22歳未満の方は大卒

(見込含)、修士課程修了者(見

込含)は28歳未満の方

・幹部候補生(医科・歯科)

専門の大卒(見込含)20歳以上28

歳未満の方(薬剤科は20歳以上

28歳未満の方)

●受付期間

・自衛官候補生

年間を通して行っています。

・一般曹候補生

3月上旬から5月上旬

・幹部候補生(一般)／幹部候補生

(医科・歯科)

●問合せ先

自衛隊愛知地方協力本部

一宮地域事務所

一宮市大江二丁目1番地の18

ワキタビル2階

☎ 0586-7317522

救命講習会参加者募集

誰もがいつ、どこで病気やけがなどで倒れるかわかりません。倒れている人には一刻も早い救命処置が必要です。そこにいるあなたにしか救えない命があります。ぜひこの講習会に参加して心肺蘇生法を学びましょう。

■普通救命講習Ⅰ(3時間コース)

●日時

3月16日(日)午前9時～正午

●場所

海部南部消防組合消防署(飛島村)

●申込期限 3月7日(金)

●内容

・成人を対象にした心肺蘇生法

・AEDの使用法

●定員 32名

●受講資格

在住(小学5年生以上)または在

勤の方

●受講料 無料

●申込方法

電話で受け付けています。

※講習修了者には、修了証を発行

●申込み・問合せ先

海部南部消防組合消防本部消防課

☎ 52-3111

FAX 52-3114

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

令和5年4月1日から自転車乗車時におけるヘルメットの着用が努力義務化されました。

本村では、自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を次のとおり補助していますのでぜひご利用ください。

●対象者

村内に住所を有する7歳から18歳までの方および65歳以上の方
※補助申請年度末に当該年齢に到達する方を含む

●対象となるヘルメット

令和6年4月以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットであり、SGマーク、JCFマーク、CEマークなど安全性の承認を受けたもの

●補助率等

・購入金額の2分の1の額または2,000円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨て）

●必要書類

・補助金交付申請書

開発部建設課で配布します。または、村公式ホームページよりダウンロードできます。

・領収書の写し（保護者がまとめて申請する場合はお子さまごとに領収書が必要です）

・対象者の生年月日を証明するもの
・自転車乗車用ヘルメットの安全承認適合がわかるもの（自転車乗車用ヘルメットの現物提示でも可）

●申請期限

令和7年3月31日（月）

※自転車乗車用ヘルメットを購入した年度末までに申請をお願いします。

●問合せ先

開発部建設課



ブロック塀等撤去費を補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

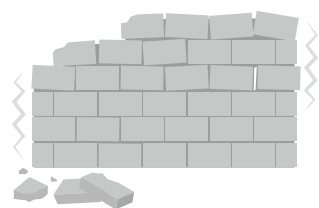
●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課



危険な空き家の除却費を補助します

倒壊または建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家の除却を促進し、地域住民の生活環境の保全および地域活性化を図るため、空き家除却工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

100万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または、開発部建設課までお問い合わせください。

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前に除却工事に着手されまますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。また、交付申請から補助金交付まで同じ年度内で完了するようにしてください。

●問合せ先

開発部建設課